

平成15年4月7日  
経済産業省  
環境省

パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済  
パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する  
判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正について

## 1. 改正の背景

「資源の有効な利用の促進に関する法律」においては、製造等事業者が自主回収及び再資源化の取組を促進すべき製品を「指定再資源化製品」として政令指定し、製造等事業者が取り組むべき事項を判断基準として省令で定めることとしている。現在、対象製品（指定再資源化製品）に指定されているパソコンについては、平成13年4月から事業系パソコンについて判断基準省令に基づき製造等事業者による自主回収及び再資源化が進められている。

一方、家庭系パソコンについては、従来から産業廃棄物として排出時排出者負担の原則が一般的に定着していた事業系パソコンと異なること等から、平成13年7月以降、経済産業省と環境省合同で、回収の実効性を高める方策等そのリサイクルのあり方について検討を行い、昨年5月に報告書が取りまとめられた。

現在、このような検討を踏まえ、関係者による自主回収及び再資源化の実施に向けた準備が進められているところであるが、その状況等を勘案し、本年4月7日付けで「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部を改正し、平成15年10月1日から家庭系使用済パソコンについて製造等事業者による自主回収及び再資源化を始めることとした。

## 2. 改正の概要

家庭系使用済パソコンについて、製造等事業者による自主回収及び再資源化を促進するため、以下の改正を行う。

- (1) 製造等事業者によるパソコンの自主回収及び再資源化の対象として、これまでの事業系使用済パソコンに家庭系使用済パソコンを追加することを規定。（第一条第一項）

- (2) 製造等事業者が家庭系使用済パソコン（制度開始前に販売されたものを除く。）を指定回収場所で回収する場合にあっては、無償で回収することを規定。（第一条第二項）

### 3. 施行期日等

公布日 平成 15 年 4 月 7 日（月）

施行日 平成 15 年 10 月 1 日（水）

#### 問い合わせ先

経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

03 - 3501 - 6944 岡

経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課

03 - 3501 - 4978 石ヶ休・鈴木（鉄）

環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室

03 - 5501 - 3153 山本

パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年経済産業省、環境省令第一号）（抄）  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項）</p> <p>第一条 パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）の製造等（製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、当該事業者が製造等をした使用済パーソナルコンピュータ（パーソナルコンピュータが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同じ。）の自主回収をする場所としてあらかじめ当該事業者が指定した場所（以下「指定回収場所」という。）において、当該使用済パーソナルコンピュータの自主回収をするものとする。ただし、指定回収場所以外の場所において、当該使用済パーソナルコンピュータの自主回収をすることを妨げない。</p> <p>2 事業者は、指定回収場所において、使用済パーソナルコンピュータ（事業活動に伴って生じたものを除く。）の自主回収をするに際しては、対価を得ないものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。</p>	<p>（自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項）</p> <p>第一条 パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）の製造等（製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、当該事業者が製造等をした使用済パーソナルコンピュータ（パーソナルコンピュータが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいい、事業活動に伴って生じたものに限る。以下同じ。）の自主回収をする場所としてあらかじめ当該事業者が指定した場所（以下「指定回収場所」という。）において、当該使用済パーソナルコンピュータの自主回収をするものとする。ただし、指定回収場所以外の場所において、当該使用済パーソナルコンピュータの自主回収をすることを妨げない。</p>

3 | 6 | (略)

附 則

(施行期日)

1 | この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

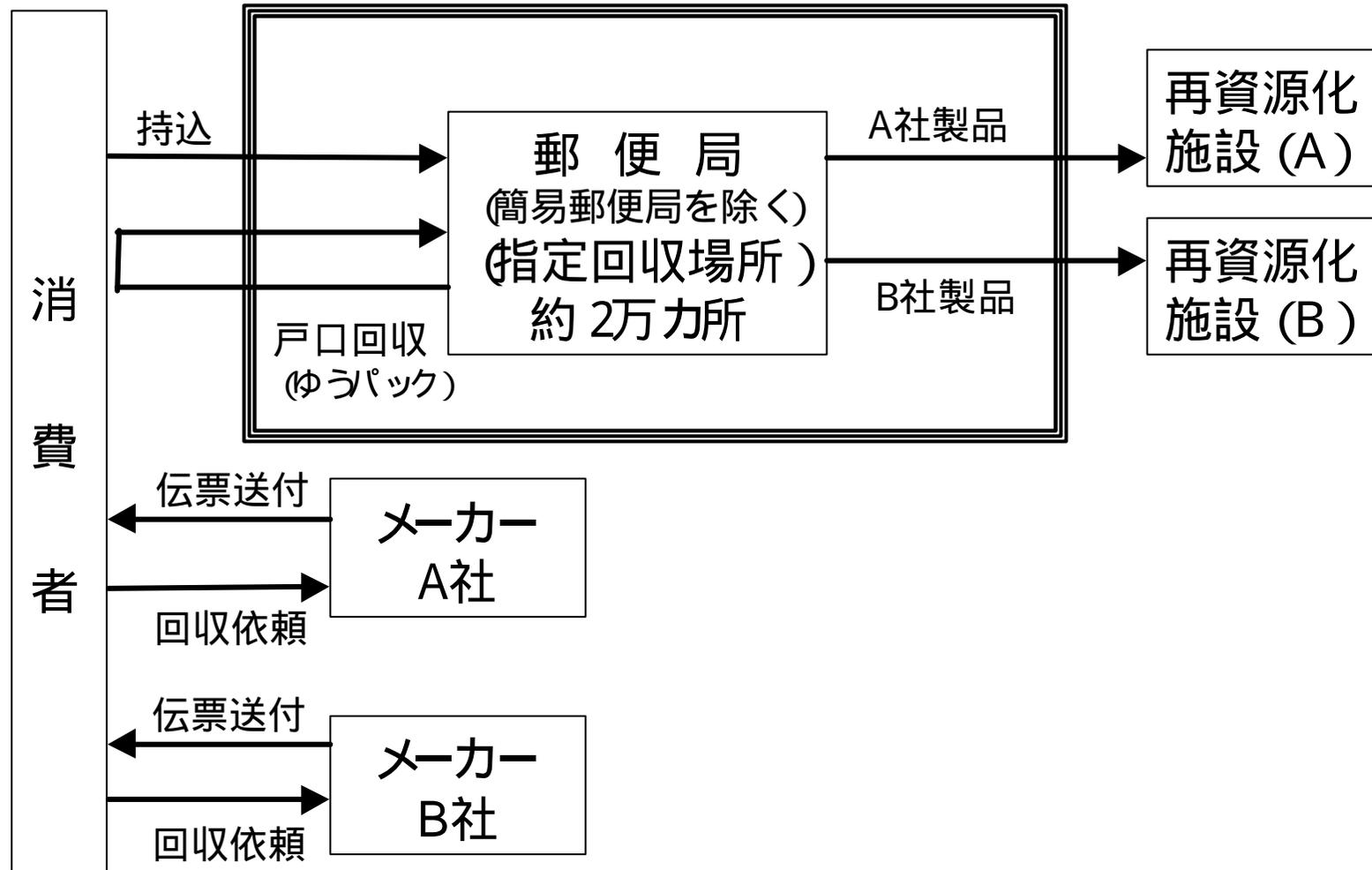
(経過措置)

2 | 平成十五年九月三十日までに小売販売（消費者に対する販売をいう。）されたパーソナルコンピュータについては、この省令による改正後のパーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第一条第二項の規定は、適用しない。

2 | 5 | (略)

(参考)

## メーカー等が検討している家庭系使用済パソコンの 自主回収及び再資源化の仕組み (案)



注)メーカー等は廃棄物処理法に基づく環境大臣による広域指定の取得を行う予定